

駐車監視員活動ガイドライン

【高島平 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道254号	川越街道	成増2-35先(東埼橋)	赤塚新町1-16先	8-22	
2	区道	市場通り	高島平6-3先	高島平9-7先高島平九丁目交差点	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	都道	松月院通り	高島平8-16先	赤塚新町2-17先	8-22	
2	都道	高島通り	高島平2-34	高島平1-56	8-22	
3	特例都道446号	—	高島平1-1先西台交差点	高島平5-6先(新大宮バイパス)	8-22	
4	特例都道447号	—	高島平1-79先西台駅交差点	高島平9-6先高島平9丁目交差点	8-22	
5	区道	赤塚公園通り	高島平4-18先	高島平1-55先	8-22	
6	区道	三園通り・赤塚体育館通り	三園1-22先	赤塚5-6先	8-22	
7	区道	—	成増5-19先	成増3-39先	8-22	
8	区道	—	赤塚新町3-14先	赤塚新町3-30先	8-22	
9	区道	—	赤塚新町3-34先	赤塚新町3-12先	8-22	
10	区道	西徳通り	徳丸4-36先	徳丸2-29先	8-22	
11	区道	徳丸楨の道	四葉1-17先	徳丸6-9先	8-22	
12	区道	不動通り	徳丸1-61先	徳丸1-8先	8-22	
13	区道	赤塚中央通り	赤塚7-27先	赤塚新町1-20先	8-22	

重点地域

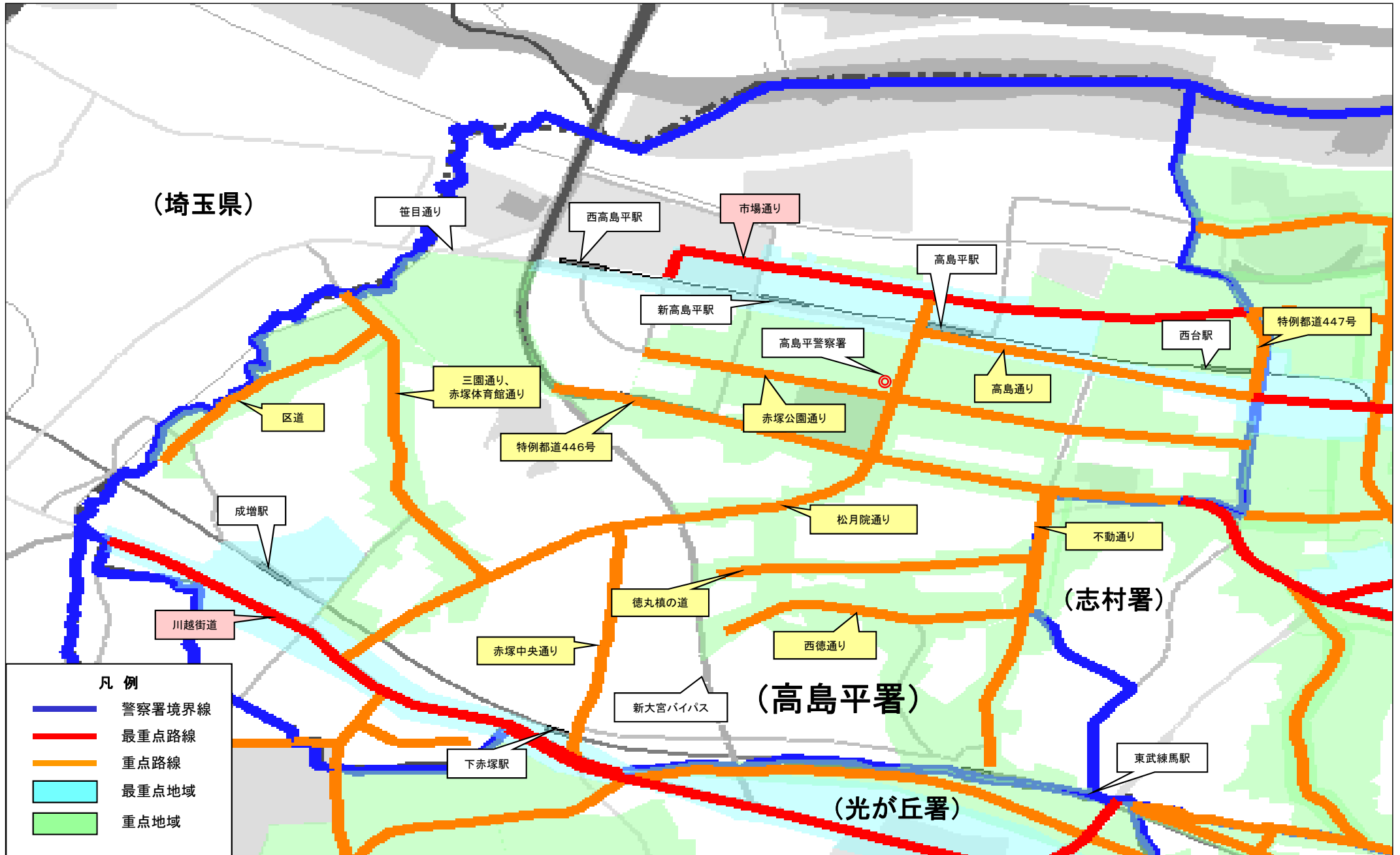
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	川越街道周辺	8-22	
2	西台駅周辺	8-22	自転車等放置防止条例地区
3	高島平駅周辺	8-22	自転車等放置防止条例地区
4	新高島平駅周辺	8-22	自転車等放置防止条例地区
5	成増駅周辺	8-22	自転車等放置防止条例地区

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	赤塚公園通り周辺	8-22	
2	高島平9丁目周辺	8-22	
3	市場通り周辺	8-22	
4	三園1丁目周辺	8-22	
5	三園通り、赤塚体育館通り周辺	8-22	
6	東武練馬駅・イオン周辺	8-22	
7	重点路線(特例都道446号、徳丸楨の道、西徳通り、不動通り、松月院通り)周辺	8-22	

高島平警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。